



エネルギー価格高騰対策 中小企業支援事業 Q&A

省エネ診断支援金・・・P1

省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金・・・P5

中小企業診断士による無料経営コンサルティング・・・P10

【省エネ診断支援金】

<対象者要件>

Q. 省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）、省エネお助け隊の診断やそれに類する市が認める省エネルギー診断の「それに類する市が認める省エネルギー診断」とは何か。

A. 省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）又は省エネお助け隊の診断と同等の省エネルギーに対する診断になります。申請者様が自ら探すものになり、その省エネルギー診断が本事業の支給対象に該当するかについては、必ず事前に市にお問い合わせください。

Q. 省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）や省エネお助け隊の診断にはどのように申込みを行うのか。また、診断を受けるまでにどれぐらいの時間が掛かるのか。

A. 本事業の市ホームページ内で「省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）」、「省エネお助け隊の診断」の文字をクリックすれば、各々のホームページに遷移します。この診断自体は市の事業ではないため、各々のホームページから申込み方法を確認してください。

また、省エネルギー診断拡充事業は契約締結から診断報告会まで約1カ月、省エネお助け隊の診断は契約締結から診断報告会まで約1カ月半～2カ月と記載されていますが、詳細は各お問合せ先に確認してください。

Q. エネルギー等の料金のエネルギーは公募要領に記載のある電気、ガス、原油、LNG、石炭の他にどのようなものがあるのか。

A. 客観的に見て、事業所内で使用するエネルギーであれば対象になる可能性はありますが、公募要領に記載のないエネルギーを比較対象にする場合は、事前に市にお問い合わせください。

Q. 令和3年12月に開業した。「省エネ診断支援金」又は「省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金」の支給対象になるか。

A. 令和3年12月に開業した場合、令和3年12月から現在まで同じ事業所（場所）で同一の事業を実際に行っており、その事業所での令和3年12月のエネルギー料金が確認できる資料を提出できるのであれば支給対象となります。その場合、仮エントリー申請は「緩和要件」のエントリーシートで提出してください。

Q. 令和4年1月に開業した。「省エネ診断支援金」又は「省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金」の支給対象になるか。

A. 本事業は令和3年と令和4年のエネルギー料金を比較して損失があることが条件です。よって、交付申請時点において市内で1年以上事業を継続していたとしても、令和4年1月以降に開業した場合、その比較が不可能なため、本事業による支援金の支給対象外です。

Q. 中小企業者とはどのような事業者を指すのか。

A. 公募要領P2に記載がありますので、ご確認ください。中小企業基本法のとおり、業種、資本金の額、従業員の数等によって範囲が定められています。

Q. 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、本事業の支援金の支給対象になるか。

A. 中小企業基本法における中小企業者を対象としているため、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を除き、中小企業基本法上の「会社」に該当しないため、支援金の支給対象外です。
但し、「中小企業診断士による無料経営コンサルティング」、「省エネルギー対策セミナー」を受けることは可能です。

Q. 個人事業主にあつては、主たる職業として当該事業を営んでいるとは、どのような意味なのか。

A. 公募要領P2のとおりです。中小企業者の条件に該当する場合で、税務署に開業届出書を提出済み、又は確定申告で事業所得を申告している方で、その事業での収入をメインとして生活している方のことを指します。例えば、年金収入や会社等に勤務していて、その年金収入や給与収入が当該の事業での収入を上回る場合は、主たる事業として当該事業を営んでいることにはなりません。また、その事業の収入が断続的な場合は、その収入の額等により、主たる職業として営んでいるかを市が判断します。

Q. 支援金交付後も市の事業や調査等に協力する意思を有しているとは、どのような意味なのか。

A. 支援金交付後に市が本事業以外で協力を仰ぐ際に、積極的に協力する意思があることを指します。市内経済活性化のため、市から直接協力をお願いをする場合があります。ご協力お願いします。

Q. 支援金交付後、3年以上市内で事業を継続する意思を有していることが対象者要件とされているが、3年以上市内で事業を継続することができなかつた場合、どのようなになるのか。

A. エネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業実施要綱第10条のとおり、市長がやむを得ないと認める場合を除き、大和市補助金交付規則第12条4号の規定により、交付決定を取り消し、既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を求める場合があります。

<申請・審査・完了報告>

Q. 仮エントリー申請方法を教えて欲しい。

A. 本事業の市ホームページのページ下部に「仮エントリー申請（電子申請システム）」があります。その中「省エネ診断支援金」をクリックすると、仮エントリー申請フォームに遷移します。申請フォームに必要事項を入力、仮エントリーシートを添付して、申請してください。
なお、添付がない場合、仮エントリー申請は完了になりませんので、ご注意ください。

Q. 仮エントリー申請は産業活性課窓口で紙で提出することもできるのか。

A. 産業活性課窓口で仮エントリー申請は受付けません。必ずインターネットを通して電子申請システムから申請してください。その後の連絡事項、必要書類についても原則メールで行います。交付申請及び完了報告のみ産業活性課窓口で受け付けます。

Q. 省エネルギー診断の申込みが完了したことがわかる書類とはどのようなものか。

A. 契約書写し、申込みが受理された旨のメール写し、申込み完了画面のスクリーンショット等、客観的に見て、その申込みが確認できる書類のことです。なお、提出されたものに対して、市が確認を行い、申込みが完了したことがわかる書類に該当するかを市が判断します。

Q. エネルギー料金が確認できる資料とはどのようなものか。

A. 購入や利用したエネルギー料金の領収書写し、帳簿写し等、客観的に見て、証明できる書類のことを指します。

Q. エネルギー等の料金の合計額は税抜で比較するのか、税込で比較するのか。

A. 税抜、税込どちらで比較しても構いませんが、必ず比較する全ての料金は税抜、又は税込どちらかに全て統一して比較してください。

Q. 仮エントリー申請後に審査があるということであるが、どのような項目で審査されるのか。

A. 電子申請システムに入力された内容と提出された仮エントリーシートをもとに、対象者要件に該当するかを審査します。

Q. 提出書類に押す印鑑はどの印鑑でも良いのか。

A. 法人、個人事業主共に印鑑登録している印鑑で押印してください。法人の場合、印鑑登録をしていない社判等のご使用できません。
また、押印する印鑑は全て同じ印鑑でなければ再提出等になってしまいます。事前に各提出書類の印影をよく確認して提出してください。

Q. 自社の業種はどのように判断すれば良いか。

A. 日本の公的統計における産業分類を定めた総務省告示である日本標準産業分類（インターネットで検索可能）で自社の主たる事業（自社内で最も売上高シェア又は営業利益率シェアの高い事業）をご確認ください。

Q. 省エネルギー効果が期待できるとは、どのようなことを指すのか。

A. 具体的な削減数値目標等の定めはありませんが、新規導入する場合、導入前の設備・機械より、導入後の方が省エネルギー効果あることを交付申請時に提出する「設備機械導入・オーバーホール等メンテナンス実施計画書」、「設備・機械等の新規導入やオーバーホール等のメンテナンス実施により見込まれる省エネルギー効果が証明できる資料」、「新規導入する設備・機械等のカタログ等、仕様がわかる資料」で示す必要があります。提出された書類をもって省エネルギー効果が期待できるかを市が審査します。

なお、「設備・機械等の新規導入やオーバーホール等のメンテナンス実施により見込まれる省エネルギー効果が証明できる資料」と「新規導入する設備・機械等のカタログ等、仕様がわかる資料」は1つの書類で双方を兼ねることは可能です。

また、オーバーホール等メンテナンス実施する場合、実施前より実施後の方が省エネルギー効果あることを交付申請時に提出する「設備機械導入・オーバーホール等メンテナンス実施計画書」、「設備・機械等の新規導入やオーバーホール等のメンテナンス実施により見込まれる省エネルギー効果が証明できる資料」で示す必要があります。提出された書類をもって省エネルギー効果が期待できるかを市が審査します。

オーバーホール等メンテナンス実施する場合は、「新規導入する設備・機械等のカタログ等、仕様がわかる資料」を提出する必要はありません。

Q. 交付申請及び完了報告は郵送でも可能か。

A. 郵送での交付申請及び完了報告は受けません。必ず市役所1階産業活性課窓口まで直接お持ちください。郵送で書類が届いた場合、無効となりますので、ご注意ください。仮エントリー申請はインターネットによる電子申請システムのみ受け付けます。仮エントリーシートを窓口に参加した場合、紙の仮エントリーシートをもって仮エントリー申請を行うことはできませんので、ご注意ください。

Q. 産業活性課窓口で行う交付申請、完了報告は期限内であれば8:30~17:00の間で、いつでもできるのか。

A. 12:00~13:00はいかなる場合でも交付申請及び完了報告の受付はできませんのでご注意ください。また、土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)の受付はできません。

Q. 事業実施後のアンケートを提出しなかった場合、どうになってしまうのか。

A. 支援金を申請する場合、支援金交付後も市の事業や調査等に協力する旨を誓約されています。よって、提出をしなかった場合、大和市補助金交付規則第12条4号のとおり、支援金の返還を求める場合があります。アンケートにはご協力ください。

【省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金】

<対象者要件>

Q. 省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）、省エネお助け隊の診断やそれに類する市が認める省エネルギー診断の「それに類する市が認める省エネルギー診断」とは何か。

A. 省エネ最適化診断、省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）又は省エネお助け隊の診断と同等の省エネルギーに対する診断になります。申請者様が自ら探すものになり、その省エネルギー診断が本事業の支給対象に該当するかについては、必ず事前に市にお問い合わせください。

Q. 省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）や省エネお助け隊の診断にはどのように申込みを行うのか。また、診断を受けるまでにどれぐらいの時間が掛かるのか。

A. 本事業の市ホームページ内で「省エネルギー診断拡充事業（省エネ拡充診断）」、「省エネお助け隊の診断」の文字をクリックすれば、各々のホームページに遷移します。この診断自体は市の事業ではないため、各々のホームページから申込み方法を確認してください。

また、省エネルギー診断拡充事業は契約締結から診断報告会まで約1カ月、省エネお助け隊の診断は契約締結から診断報告会まで約1カ月半～2カ月と記載されていますが、詳細は各お問合せ先に確認してください。なお、本市の省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金の省エネ診断を受けた事業者向け（損失額100万円以上）を申請する場合、省エネルギー診断を受けた上で行う交付申請は令和6年1月31日（水）まで、設備導入やオーバーホール等のメンテナンスを実施し、その費用全額の支払い完了後に行う完了報告は令和6年2月29日（木）までになりますので、設備機械等の納期にご注意ください。

Q. エネルギー等の料金のエネルギーは公募要領に記載のある電気、ガス、原油、LNG、石炭の他にどのようなものがあるのか。

A. 客観的に見て、事業所内で使用するエネルギーであれば対象になる可能性はありますが、公募要領に記載のないエネルギーを比較対象にする場合は、事前に市にお問い合わせください。

Q. 令和3年12月に開業した。「省エネ診断支援金」又は「省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金」の支給対象になるか。

A. 令和3年12月に開業した場合、令和3年12月から現在まで同じ事業所（場所）で同一の事業を実際に行っており、その事業所での令和3年12月のエネルギー料金が確認できる資料を提出できるのであれば支給対象となります。その場合、仮エントリー申請は「緩和要件」のエントリーシートで提出してください。

Q. 令和4年1月に開業した。「省エネ診断支援金」又は「省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金」の支給対象になるか

A. 本事業は令和3年と令和4年のエネルギー料金を比較して損失があることが条件です。よって、交付申請時点において市内で1年以上事業を継続していたとしても、令和4年1月以降に開業した場合、その比較が不可能なため、本事業による支援金の支給対象外です。

Q. 中小企業者とはどのような事業者を指すのか。

A. 公募要領P2に記載がありますので、ご確認ください。中小企業基本法のとおり、業種、資本金の額、従業員の数等によって範囲が定められています。

Q. 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、本事業の支援金の支給対象になるか。

A. 中小企業基本法における中小企業者を対象としているため、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を除き、中小企業基本法上の「会社」に該当しないため、支援金の支給対象外です。

但し、「中小企業診断士による無料経営コンサルティング」、「省エネルギー対策セミナー」を受けけることは可能です。

Q. 個人事業主にあつては、主たる職業として当該事業を営んでいるとは、どのような意味か。

A. 公募要領P2のとおりです。中小企業者の条件に該当する場合で、税務署に開業届出書を提出済み、又は確定申告で事業所得を申告している方で、その事業での収入をメインとして生活している方のことを指します。例えば、年金収入や会社等に勤務していて、その年金収入や給与収入が当該の事業での収入を上回る場合は、主たる事業として当該事業を営んでいることにはなりません。また、その事業の収入が断続的な場合は、その収入の額等により、主たる職業として営んでいるかを市が判断します。

Q. 支援金交付後も市の事業や調査等に協力する意思を有しているとは、どのような意味なのか。

A. 支援金交付後に市が本事業以外で協力を仰ぐ際に、積極的に協力する意思があることを指します。市内経済活性化のため、市から直接協力をお願いをする場合があります。ご協力お願いします。

Q. 支援金交付後、3年以上市内で事業を継続する意思を有していることが対象者要件とされているが、3年以上市内で事業を継続することができなかった場合、どのようなになるのか。

A. エネルギー価格高騰対策中小企業支援金事業実施要綱第10条のとおり、市長がやむを得ないと認める場合を除き、大和市補助金交付規則第12条4号の規定により、交付決定を取り消し、既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を求める場合があります。

<申請・審査・完了報告>

Q. 仮エントリー申請方法を教えて欲しい。

A. 本事業の市ホームページのページ下部に「仮エントリー申請（電子申請システム）」があります。その中の仮エントリー申請したい支援策をクリックすると、仮エントリー申請フォームに遷移します。その申請フォームに必要事項を入力、仮エントリーシートを添付して、申請してください。なお、添付がない場合、仮エントリー申請は完了になりませんので、ご注意ください。

Q. 仮エントリー申請は産業活性課窓口で紙で提出することもできるのか。

A. 産業活性課窓口で仮エントリー申請は受け付けません。必ずインターネットを通して電子申請システムから申請してください。その後の連絡事項、必要書類についても原則メールで行います。交付申請及び完了報告のみ産業活性課窓口で受け付けます。

Q. 省エネルギー診断の申込みが完了したことがわかる書類とはどのようなものか。

A. 契約書写し、申込みが受理された旨のメール写し、申込み完了画面のスクリーンショット等、客観的に見て、その申込みが確認できる書類のことです。なお、提出されたものに対して、市が確認を行い、申込みが完了したことがわかる書類に該当するかを市が判断します。

Q. エネルギー料金が確認できる資料とはどのようなものか。

A. 購入や利用したエネルギー料金の領収書写し、帳簿写し等、客観的に見て、証明できる書類のことを指します。

Q. エネルギー等の料金の合計額は税抜で比較するのか、税込で比較するのか。

A. 税抜、税込どちらで比較しても構いませんが、必ず比較する全ての料金は税抜、又は税込どちらかに全て統一して比較してください。

Q. 仮エントリー申請後に審査があるということであるが、どのような項目で審査されるのか。

A. 電子申請システムに入力された内容と提出された仮エントリーシートをもとに、対象者要件に該当するかを審査します。

Q. 提出書類に押す印鑑はどの印鑑でも良いのか。

A. 法人、個人事業主共に印鑑登録している印鑑で押印してください。法人の場合、印鑑登録をしていない社判等のご使用できません。
また、押印する印鑑は全て同じ印鑑でなければ再提出等になってしまいます。事前に各提出書類の印影をよく確認して提出してください。

Q. 自社の業種はどのように判断すれば良いか。

A. 日本の公的統計における産業分類を定めた総務省告示である日本標準産業分類（インターネットで検索可能）で自社の主たる事業（自社内で最も売上高シェア又は営業利益率シェアの高い事業）をご確認ください。

Q. 省エネルギー効果が期待できるとは、どのようなことを指すのか。

A. 具体的な削減数値目標等の定めはありませんが、新規導入する場合、導入前の設備・機械より、導入後の方が省エネルギー効果あることを交付申請時に提出する「設備機械導入・オーバーホール等メンテナンス実施計画書」、「設備・機械等の新規導入やオーバーホール等のメン

テナンス実施により見込まれる省エネルギー効果が証明できる資料」、「新規導入する設備・機械等のカタログ等、仕様がわかる資料」で示す必要があります。提出された書類をもって省エネルギー効果が期待できるかを市が審査します。

なお、「設備・機械等の新規導入やオーバーホール等のメンテナンス実施により見込まれる省エネルギー効果が証明できる資料」と「新規導入する設備・機械等のカタログ等、仕様がわかる資料」は1つの書類で双方を兼ねることは可能です。

また、オーバーホール等メンテナンス実施する場合、実施前より実施後の方が省エネルギー効果あることを交付申請時に提出する「設備機械導入・オーバーホール等メンテナンス実施計画書」、「設備・機械等の新規導入やオーバーホール等のメンテナンス実施により見込まれる省エネルギー効果が証明できる資料」で示す必要があります。提出された書類をもって省エネルギー効果が期待できるかを市が審査します。

オーバーホール等メンテナンス実施する場合は、「新規導入する設備・機械等のカタログ等、仕様がわかる資料」を提出する必要はありません。

Q. 省エネルギー効果が期待できる**複数**の設備機械を新規導入する場合も、その複数分が支援金の支給対象になるか。

A. 全ての設備機械が省エネルギー効果の期待できるものであれば、1事業者あたりの支給上限額範囲で支給対象となります。

但し、発注する事業者（発注先）は1つの事業者に限ります。よって、複数の設備機械を導入する場合、1つの事業者に複数の設備機械分全て含めた見積の依頼を行う必要があります。その見積書は1つにまとまっている必要があります。また、請求書も同様に1つに限ります。

Q. 省エネルギー効果が期待できる**複数**の設備機械を新規導入する場合、「設備機械導入・オーバーホール等メンテナンス実施計画書」の「導入する設備・機械について」はどのように入力すれば良いか。

A. 「導入する設備・機械について」の欄内に複数分の内容を入力してください。

Q. 第2号様式「設備機械導入・オーバーホール等メンテナンス実施計画書」の「導入する設備・機械について」と「既存設備・機械へのオーバーホール等のメンテナンス実施について」の欄はどちらも必ず入力しないといけないのか。

A. 必ずしもどちらも入力する必要はありません。本事業で交付申請の対象となるものどちらか1つは必ず入力してください。どちらも対象になる場合、どちらも入力してください。

Q. 「設備・機械等の新規導入やオーバーホール等のメンテナンス実施により見込まれる省エネルギー効果が証明できる資料」とは具体的にはどのようなものか。

A. 様式等は問いません。設備機械導入・オーバーホール等メンテナンス実施計画書に記載いただく内容に対応する省エネルギー効果を証明できる書類を提出してください。

なお、設備・機械等を新規導入する場合、カタログ等、仕様がわかる資料に明記されていれば、新規導入する設備・機械等のカタログ等、仕様がわかる資料と兼ねていても構いません。

Q. 業者との繋がりが少なく、見積書が1社からもらえない。その場合、見積書は1社のみで良いか。

A. 見積書は同じ条件で2社以上のものが必要です。

Q. 省エネ診断を受けているが、設備導入費の見積書を徴したところ、最も安価な見積額が20万円(税抜)以下であった。その場合、省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金は省エネ診断を受けた事業者向け(損失額100万円以上)ではなく、省エネ診断を受けていない事業者向け(損失額50万円以上)で申請することはできるか。

A. 申請可能です。

Q. 省エネルギー設備導入・オーバーホール等支援金の省エネ診断を受けていない事業者向け(損失額50万円以上)の加算要件の1つに大和市内の事業者に発注・支払いをした場合とあるが、大和市内の事業者とはどのような事業者であるか。

A. 大和市内に店舗、事務所等のある事業所のことを指します。

交付申請時に提出する見積書と、完了報告時に提出する請求書、請求書に対する領収書や支払明細書写し等、対象費用の支払いが確認できる資料に大和市内の住所が明記されている必要があります。

なお、発注する事業者が交付申請後に大和市外に移転した場合、加算要件は適用されません(要綱により加算要件は市内の事業者に発注して行う中小企業者と定められているため)。その場合で、他の市内事業者が発注先を変更する場合(加算要件の適用を希望する場合は、完了報告を行う前に、発注する事業者を別の大和市内の事業者に変更を行う旨の計画変更承認申請書及び添付書類(2社以上の見積書等)の提出を行い、計画変更が承認決定された場合のみ加算が適用となります。

Q. 交付申請時に提出した最も安価な見積書の見積額と完了報告時に提出した請求書の請求額に差異があった。この場合、支給される支援金の金額はどうなるのか。

A. 交付決定された金額を上回った場合でも支給される支援金の額は事前に支給決定された額が上限となります。但し、完了報告前に見積書の金額が変わる旨の計画変更承認申請書の提出を行い、計画変更承認決定を受けた場合は、その額を上限として支給されます。

Q. 交付申請及び完了報告は郵送でも可能か。

A. 郵送での交付申請及び完了報告は受け付けません。必ず市役所1階産業活性課窓口まで直接お持ちください。郵送で書類が届いた場合、無効となりますので、ご注意ください。仮エントリー申請はインターネットによる電子申請システムのみ受け付けます。

Q. 交付申請後から交付決定までの間(交付決定を受ける前)に一番安価な見積書の提出があった業者と契約を結んだ。着手は交付決定後に行う予定。その場合でも支給対象になるか。

A. 支給対象になりません。交付決定後に契約、工事に着手したものが支給対象になります。よって、交付決定前に契約したものは、交付決定前に未着手でも支給対象にはなりません。

Q. 交付決定を受けたが、部品不足により、新規に導入する設備・機械等の納品（設置）が遅れている。納品が令和6年3月になってしまう予定である。その場合、支援金の支給はどうなるのか。

A. 理由を問わず、いかなる場合においても、支援金の支給には設備・機械の納品が完了、又はオーバーホール等のメンテナンス実施が完了しており、費用全額の支払いも完了し、令和6年2月29日（木）までに完了報告必要書類の提出が必要になります。

よって、令和6年3月に納品される場合、交付決定を受けていた場合においても、期限を過ぎて完了報告を行うことになるため、支援金は支給されません。

Q. 産業活性課窓口で行う交付申請、完了報告は期限内であれば8:30～17:00の間で、いつでもできるのか。

A. 12:00～13:00はいかなる場合でも交付申請及び完了報告の受付はできませんのでご注意ください。また、土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）の受付はできません。

Q. 事業実施後のアンケートを提出しなかった場合、どうになってしまうのか。

A. 支援金を申請する場合、支援金交付後も市の事業や調査等に協力する旨を誓約されています。よって、提出をしなかった場合、大和市補助金交付規則第12条4号のとおり、支援金の返還を求める場合があります。アンケートにはご協力ください。

【中小企業診断士による無料経営コンサルティング】

<対象者要件>

Q. 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、本事業の対象であるか。

A. 「中小企業診断士による無料経営コンサルティング」、「省エネルギー対策セミナー」については対象になります。本事業による各種支援金については、対象になりません。

<コンサルティング内容>

Q. 理由はわからないが、売上が減少している。このような漠然とした相談もできるのか。

A. もちろん、可能です。なぜ売上が減少しているのか、その原因分析し、改善に向けて助言することも中小企業診断士の本業の一つです。経営の安定のため、是非お気軽にご相談ください。

Q. どのような中小企業診断士が派遣されるのか。

A. 事前に提出いただく「中小企業診断士による無料経営コンサルティング支援依頼書」をもとに市が派遣する中小企業診断士を選定します。課題解決の確度を上げるため、「中小企業診断士による無料経営コンサルティング支援依頼書」については、できる限り課題等を具体的に入力してください。また、どのような診断士を希望するか等、ご要望があれば入力してください。必ずしもご要望に応えられるものではありませんが、可能な範囲で調整します。

Q. 中小企業診断士が事業所に派遣されるということだが、事務所のどこを見るのか。

A. 業種や業態によって異なりますが、事前に提出いただく「中小企業診断士による無料経営コンサルティング支援依頼書」や業種業態の特性から支援にあたって視察が必要だと思う場所を確認します。但し、営業秘密等の都合上、視察して欲しくない場所がある場合はその旨を事前にご連絡ください。また、当日は視察のみでなく、対面でのヒアリングも行いますので、できる限り机と椅子のあるスペースをご用意ください（事業所内にない場合はその限りではありません）。

Q. 当日何人位が事業所に来るのか。

A. 中小企業診断士が一人に加え、その他中小企業診断士、又は市職員等の計1～3名程度になります。

Q. コンサルティングは複数人で受けても良いか。

A. もちろん、構いません。「中小企業診断士による無料経営コンサルティング支援依頼書」に参加される役員、従業員等の情報を入力して提出してください。なお、コンサルティングを受ける法人の役員又は従業員、若しくは個人事業主の代表者以外の方は原則参加できません。

Q. 1回のコンサルティングに要する時間はどの程度か。

A. 1回あたり1～2時間を想定しています。時間については事前にご相談いただければできる限り対応、調整しますが、「経営行動計画書支援」については1回あたり必ず1～2時間は要します。それを満たないコンサルティングについては、加算要件の回数に含みません。

Q. 無料経営コンサルティングは何回まで受けることができるのか。

A. 1つの事業者様が受ける回数に定めはありません。但し、予算の都合上、のべ156事業者までの実施を予定しています。

Q. 経営行動計画書が難しく策定できない（書けない）。中小企業診断士に策定してもらう（書いてもらう）ことはできるのか。

A. 支援金の加算要件である経営行動計画書は自身で策定することで有効性が高められます。まずは必ずご自身で検討して書き出してください。本事業において、中小企業診断士は策定された経営行動計画書に対して、ヒアリング等を行った上で助言を行います。実際に手を動かして策定すること（書くこと）はありません。
なお、コンサルティングを受ける方と経営行動計画書を策定する（書く）方は同じ方（申請する法人の役員又は従業員、若しくは個人事業主の代表者に限る）の場合のみ、加算要件が適用されます。

Q. 加算要件に中小企業診断士による無料経営コンサルティングを受けて経営行動計画書を策定・提出した場合とあるが、コンサルティングを受けたことをどのように証明すれば良いのか。

A. 完了報告時に提出された経営行動計画書をもとに、市が中小企業診断士派遣情報の確認を行うと共に、担当した中小企業診断士から別途提出される支援報告書で確認を取ります。よっ

て、申請者様は経営行動計画書の提出を行うのみで、その他の証明は必要ありません。

<申請・審査・完了報告>

Q. 申請方法を教えて欲しい。

A. 本事業の市ホームページのページ下部に「仮エントリー申請（電子申請システム）」があります。その中の「中小企業診断士による無料経営コンサルティング支援」をクリックすると、エントリー申請フォームに遷移します。申請フォームに必要事項を入力、中小企業診断士による無料経営コンサルティング支援依頼書を添付して、申請してください。
なお、添付がない場合、本申請は完了になりませんので、ご注意ください。

Q. 「中小企業診断士による無料経営コンサルティング支援依頼書」の項目は全て漏れなく、入力しなければいけないのか。

A. 全項目入力されていない場合でもコンサルティングを受けられないわけではありませんが、コンサルティングをより効果的なものにするために、中小企業診断士が事前に相談者様の状況把握に努めます。そのため、できる限り全項目の入力をお願いします。また、入力されていない情報については、市から確認させていただく場合があります。

Q. 「中小企業診断士による無料経営コンサルティング支援依頼書」の経営コンサルティング支援実施希望日は第1～第6希望まで全て入力する必要があるのか。

A. 必ずしも全て入力する必要はありませんが、多くの候補日を入力した方が、日程調整がスムーズになります。可能な範囲でできるだけ多く入力してください。

Q. なぜ事前に、法人の場合は直近2期分決算書<貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、法人事業概況説明書（表裏）のページ>、個人事業主の場合は直近2年分青色申告書<青色申告決算書（一般用／不動産所得用）、月別売上（収入）金額及び仕入金額のページ>を提出しなければいけないのか。

A. 中小企業診断士がコンサルティングを行う前に、相談者様が現在置かれている状況を財務（お金）の視点から分析して臨むためです。相談したい内容にもよりますが、経営に対する課題がある場合、財務分析は特に重要な視点です。支援の質を高めるためにも事前提出に協力してください。支援金の加算である「経営行動計画書支援」については、事前提出がない限り受けることはできません。

Q. 事業実施後のアンケートを提出しなかった場合、どうになってしまうのか。

A. 今後の本市の経済施策検討のための貴重なデータになります。ご協力をお願いします。